森林経営管理法案の概要について

平成30年2月

林野庁

森林経営管理法案の概要

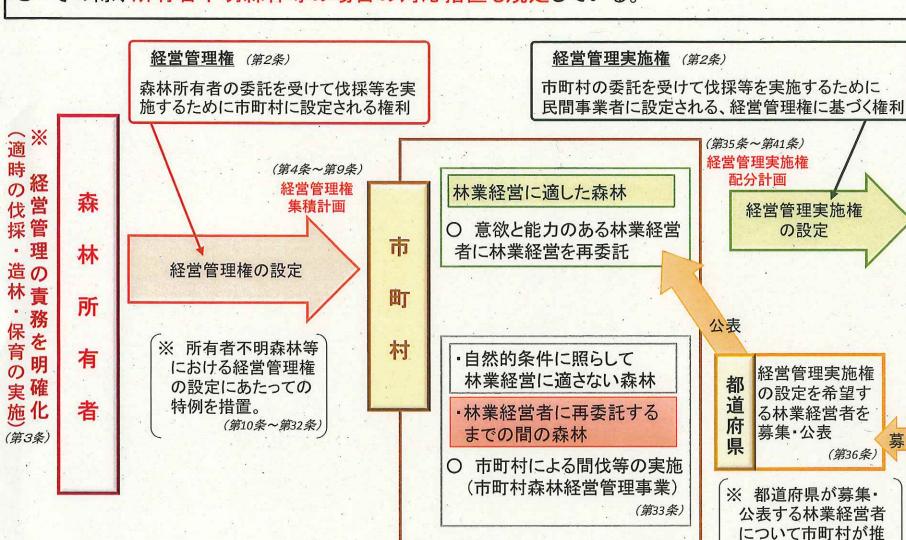
本法案は下記図における経営管理権、経営管理実施権の内容(当事者間で具体的な内容を決め、市町村が 計画を作成)と設定の手続等について定める法律。

※ 都道府県による市町村の事務の

(第48条)

代替執行も措置。

その際、所有者不明森林等の場合の対応措置も規定している。



意

欲

能

経

営

薦する者を反映。

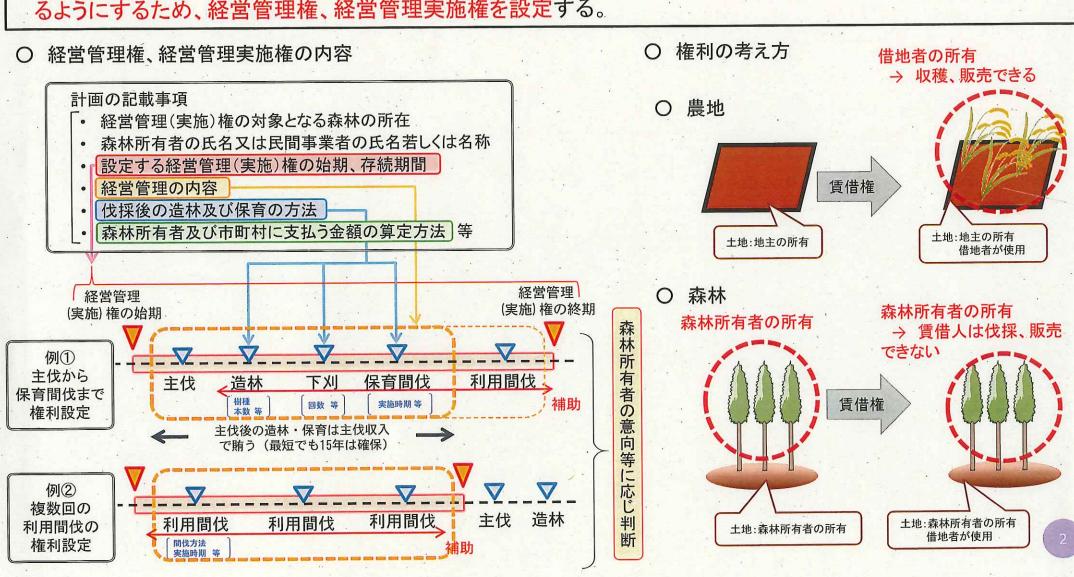
【支援措置】

国有林野事業における受託機林業・木材産業改善資金の償信用基金による経営の改善発 改善発達 の償還期間 機会増大 の延長の延長等 の配

第44条、第46条 附則第2条

経営管理権・経営管理実施権の内容

- 経営管理権、経営管理実施権の内容は、以下の一連の林業経営における行為を行えることにするというもの。
- 経営管理実施権の内容は、経営管理権の内容を越えることができない(例えば存続期間)。
- 農地の賃借権では栽培した作物は借地者の所有物であるが、森林の場合は立木はあくまで森林所有者のもので所有者以外の者が勝手に処分できない。このため、森林所有者の立木の伐採等を第三者が行うことができるようにするため、経営管理権、経営管理実施権を設定する。

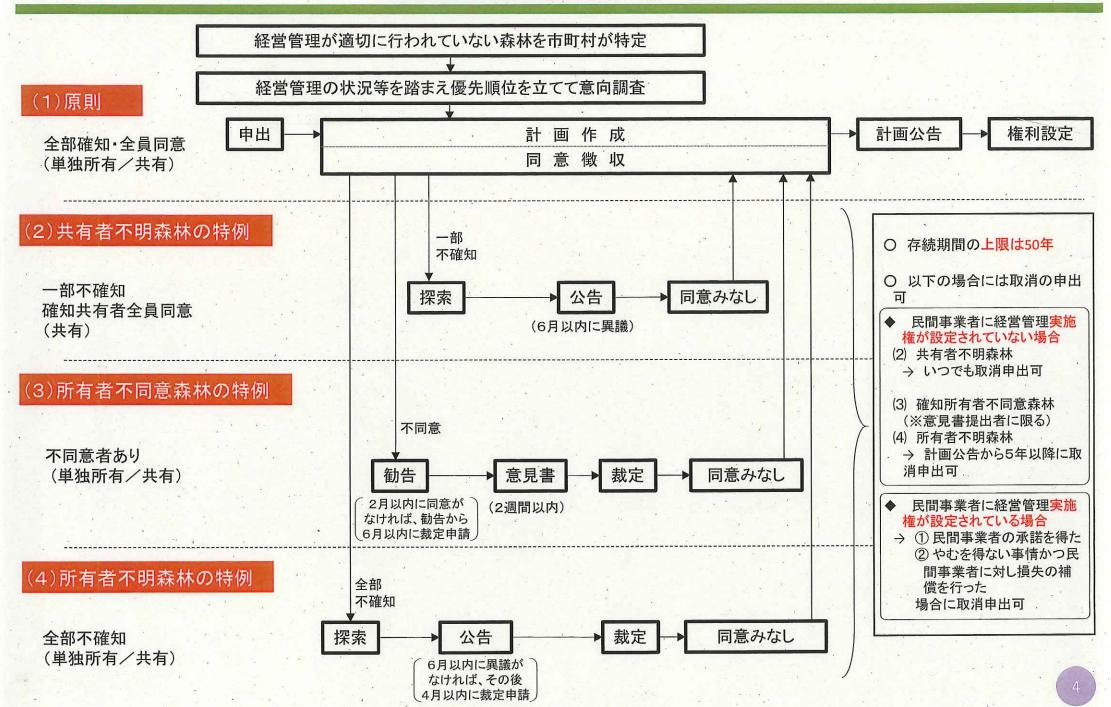


森林所有者及び市町村に支払う金額の算定方法の例

〇 森林所有者及び市町村に支払う金額の算定方法は以下のとおり。

			算定例	配分先
①木材販売による収益	伐採等に要する経費	② 立木の伐採及び 木材販売に係る経費	林業経営者から 提示される見積額 (林業経営者の) 利益を含む	林業経営者へ
	安する経費	③ 伐採後の造林及び 保育に係る経費	都道府県が定める 森林整備事業標準 歩掛かりによる額	
	④ 市町村に支払われるべき 金銭の額		実費 (境界明確化等の経費)	市町村へ
	⑤ 森林所有者に支払われ るべき金銭の額	①から②~④の合計 を差し引いた額	森林所有者へ	

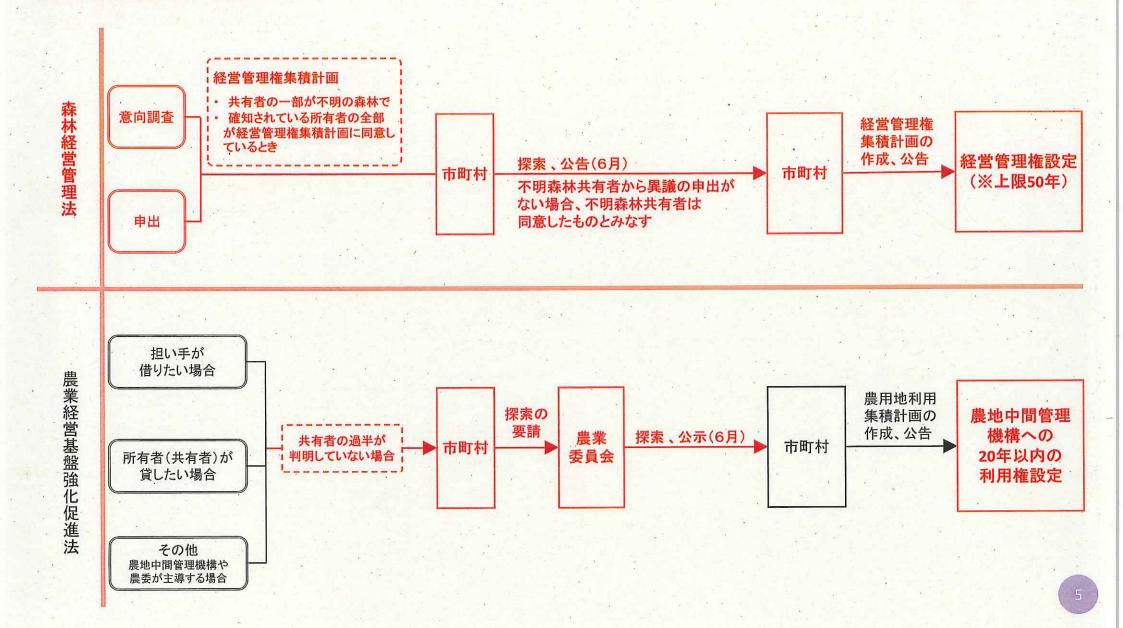
経営管理権集積計画作成の流れ

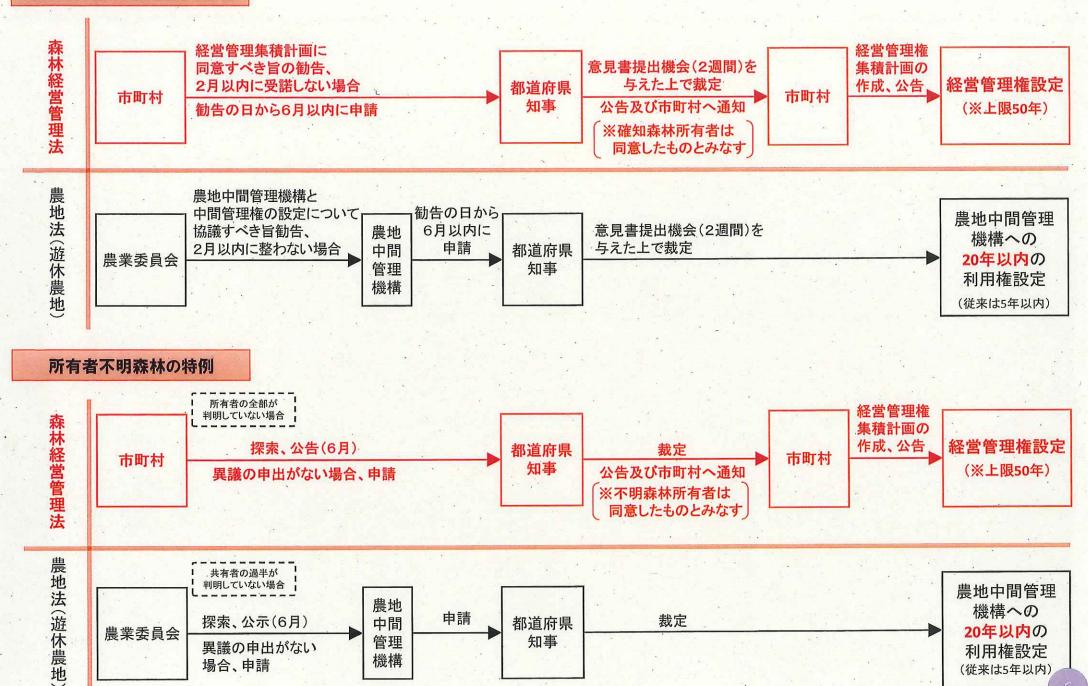


(参考)経営管理権設定の特例と農地の手続との比較

共有者不明森林の特例

赤字:新制度にて措置





意欲と能力のある林業経営者のイメージ

考慮事項

- ① 森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる 高い生産性や収益性を有するなど**効率的かつ安定** 的な林業経営の実現を目指す
- ② 主伐後の再造林を実施するなど林業生産活動の継続性の確保を目指す

林業経営を行う能力を有すると判断する事項 (地域の実情に応じて判断)

- ・経営改善の意欲の有無
- 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の 確保(関係事業者との連携も可)
- ・ 伐採・造林に関する行動規範の策定(主伐後の再造 林の確保など)

等

森林組合、素材生産業者、自伐林家等が対象

経営管理実施権の設定手続き

都道府県

- ・都道府県知事は、一定の区域ごとに、経営管理 実施権の設定を希望する林業経営者を募集
- ・効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有する ものの情報を市町村からの推薦も含め整理・公表

推薦整理·公表

市町村

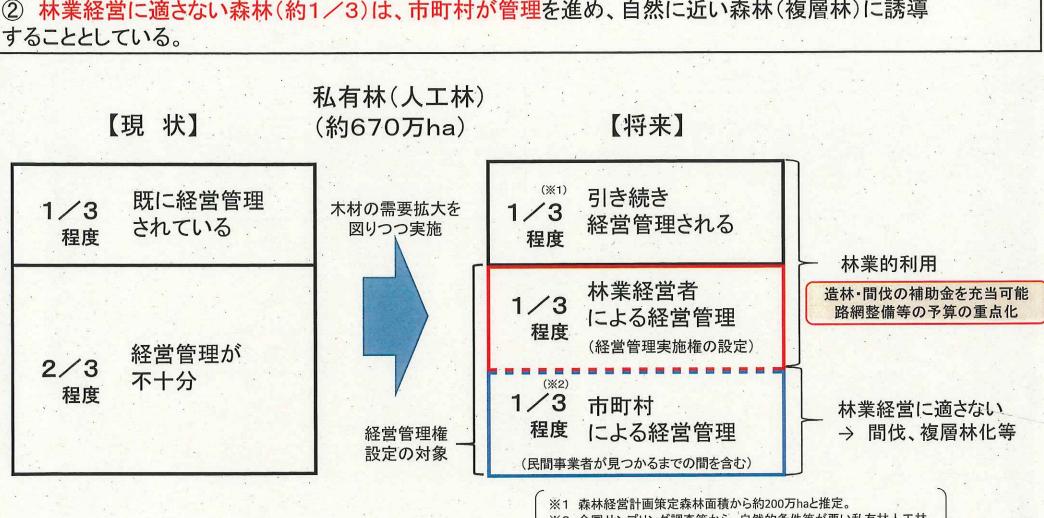
・都道府県が公表した者の中から、経営管理実施権を設定する者を選定し、林業経営者の同意を 得て経営管理実施権を設定。

支援措置

- 国有林野事業における受託機会増大への配慮
- ・信用基金による経営の改善発達に係る助言等
- ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長

新たな森林管理システム導入による経営集積のイメージ

- 既に経営管理されている森林は約1/3、今後、既存の施策に加え、新たな森林管理システムの導入により、 森林の経営・管理の集積・集約化を促進。
- 集積・集約化されていない森林のうち、
 - 林業経営に適した森林(約1/3)は、林業経営者による経営を進め、林業的利用を継続(単層林として整備)
 - ② 林業経営に適さない森林(約1/3)は、市町村が管理を進め、自然に近い森林(複層林)に誘導



※2 全国サンプリング調査等から、自然的条件等が悪い私有林人工林 が約210万haあると推定。

木材需要拡大に向けた取組

- 〇 平成28年5月閣議決定の「森林・林業基本計画」では、平成37年の国産材供給量の目標を4,000万㎡とし、 同計画に基づき、新たな木材需要の創出に向けて積極的に取組を展開。
- 上記の目標を達成するため、来年度予算案において、無垢材、CLT、非住宅、バイオマス、輸出などの分野別に、木材利用拡大に向けた施策を掲上。
- 〇 また、森林環境譲与税(仮称)の使途に木材利用の促進も盛り込まれたところ。

「森林・林業基本計画」における木材(国産材)利用量の目標(単位:百万m3)

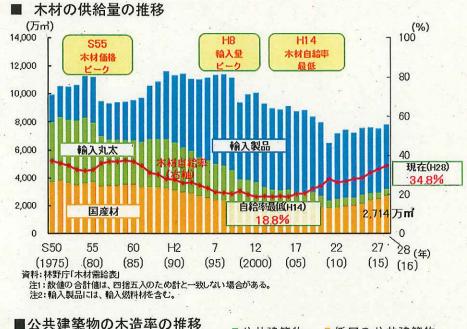
	平成28年(実績)	平成37年(目標)
合計	27	40
うち、製材用材	12	18
うち、合板用材	4	6
うち、その他	11	16

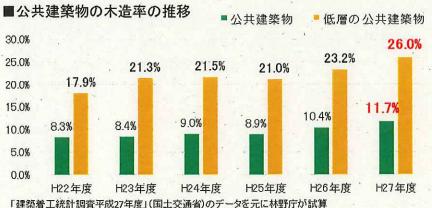
平成30年度予算案における木材利用拡大に向けた施策

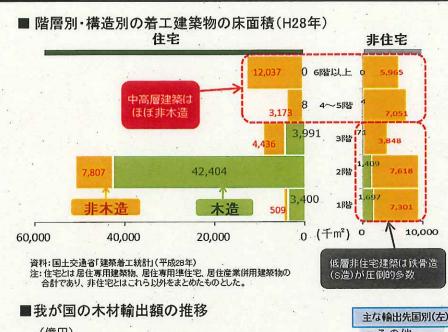
	The state of the s		
	項目	取組内容	
	非住宅分野を中心とした無垢構造材等の利用拡大	JAS構造材による実証的な建築への支援	
A STATE OF THE PERSON	CLT等の新たな木質建築部材の利用促進	CLT建築物の設計・建築への支援	
	公共建築物の木造化・木質化	医療・福祉等の民間部門における公共建築物の木造化・木質化	
	木質バイオマスのエネルギー利用	森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」による熱利用・熱電併給の推進	
	高付加価値木材製品の輸出拡大	日本の高度な加工技術を活かした木材製品の企業連携によるモデル的な輸出の取組への支援	

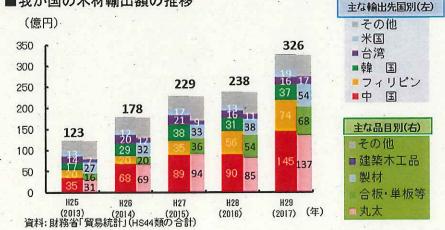
(参考)木材利用の現状

- 〇木材自給率は上昇傾向。国産材の供給量は増加しつつある。
- 〇新築住宅着工数の減少が見込まれる中で、これまで木造化されていない非住宅・中高層建築物への木材利 用の拡大が課題。
- 〇公共建築物の木造率は順調に上昇。
- 〇木材輸出は、目標額(250億円)を大きく上回る実績。









森林経営管理法案に関するQ&A

平成30年2月

林野庁

【趣旨】

(問1)

森林経営管理法案の趣旨及び概要いかん。

- 戦後造成された人工林の約半数が主伐期を迎えようとしている一方で、森林所有者の中には、自ら経営・管理できず、又は伐採後の再造林がきちんと行われていない森林が増加してきており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を同時並行で進めていくことが喫緊の課題となっています。
- O このため、
- ① 森林所有者に適切な経営・管理を促すため、その<u>青務を明確化</u>するとともに、市町村に、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努力規定を設け、
- ② 森林所有者自らが経営・管理を実行できない場合に、市町村が経営・管理を行うために必要な権利(経営管理権)を取得した上で、<u>林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)に委ねる(</u>経営管理実施権の設定)こととし、
- ③ <u>林業経営に適さない森林</u>や林業経営者(民間事業者)に委ねるまでの森 林においては、<u>市町村が自ら経営・管理を行う</u>
- 新たな森林管理システムを創設するものです。

【定義】

(問2)

1. 経営管理権の内容いかん。

2. 経営管理実施権の内容いかん。

3. 経営管理権等を設定して実施する経営管理は 主伐を行う場合だけなのか。間伐だけの場合や、 主伐後の造林までの場合は想定されないのか。

【1 経営管理権】

O <u>経営管理権</u>は、森林所有者からの委託を受けて市町村に設定される権利 です。

その内容は、自ら責務を果たせない森林所有者の森林を森林所有者の同意に基づき市町村が預かって、木材として活用できるよう、立木の所有権は森林所有者に残したまま、市町村が、立木の伐採及び木材の販売・造林・保育(以下「伐採等」という。)(木材収益から伐採等の経費を控除してなお利益がある場合に森林所有者に支払うことを含む。)を行うことができることとするものです。

【2. 経営管理実施権】

○ <u>経営管理実施権</u>は、経営管理権の設定を受けた市町村からの委託を受けて意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)に設定される権利です。

その内容は、経営管理権の内容と同様に、立木の所有権は森林所有者に残したまま、林業経営者(民間事業者)が伐採等(木材の収益から伐採等の経費を控除してなお利益がある場合に市町村又は森林所有者に支払うことを含む。)を行うことができることとするものです。

【3. 経営管理権等による経営管理の内容】

○ 市町村等に経営管理権等を設定して行う経営管理の内容については、森林 所有者の意向が反映されることとなります。

その経営管理の内容については、主伐を実施して、主伐後の造林・保育までを一括して実施する場合や、長伐期化を目指して間伐を繰り返す場合など、森林所有者の意向により自由に設定することができます。

また、主伐後は造林までとして、下刈・保育作業は森林所有者が自ら実施すること(自ら委託先を探すことを含む)も可能です。

4. 経営管理権、経営管理実施権と農地の賃貸借との違いは何か。

5. 経営管理権、経営管理実施権の存続期間に上限、下限はあるのか。

【4. 農地の賃貸借との違い】

- 〇 <u>農地の賃貸借</u>は、農地を借りて農業上の利用を行う権利であり、借りた者が賃借権に基づき栽培した作物は、借りた者の所有物で、賃借人が自由に処分できます。
- 〇 一方、森林の場合は、森林所有者は立木を所有しており、その<u>立木を伐採したり、販売するなどの処分を行う権原は森林所有者に帰属</u>します。
- 〇 このため、森林所有者が経営管理を行わない場合に、森林の経営管理を行う意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)が、森林所有者の所有する立木の伐採、販売、造林、下刈、間伐等の保育を行い、木材の販売収益から伐採等の経費を控除しなお利益がある場合に森林所有者に支払うことを行うのに必要な権利として、経営管理権、経営管理実施権を設定するものです。

【5. 存続期間】

- <u>経営管理権の存続期間</u>は、特に定めはなく、<u>森林所有者と市町村との間の</u> <u>合意により定められるので、上限や下限はありません</u>。なお、経営管理実施権 は、経営管理権の存続期間内で定めることとしています。
- O ただし、<u>共有者の一部が不明な場合や森林所有者が不明な場合など経営管理権集積計画の手続の特例</u>により、市町村の公告や都道府県知事による裁定を経て設定される経営管理権の存続期間については、50 年を上限とします。
- O なお、主伐後の再造林がきちんと行われていないことが問題となっていることから、主伐後の造林を行い、下刈、間伐といった一連の保育までは最低限行っていただきたいと考えており、経営管理権集積計画のひな形を示すなどの指導の中で、主伐を含む場合は最低でも15年以上の存続期間としたいと考えています。

【本法案による集積・集約化】 (問3)

本法案は、どの程度の割合の森林で実施されると想定しているのか。

- <u>本法案</u>は、主に<u>私有林の人工林(約670万ha)が対象</u>になると想定しています。約1/3の森林は、既に適切に経営管理されていると推計しているので、残りについては、既存の施策に加え、本法案により、経営管理の集積・集約化を促進して、
 - ① 林業経営に適した森林(約1/3)は、意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)による林業経営を進め、林業的利用を継続し、
 - ② 林業経営に適さない森林(約1/3)は、市町村が経営管理を進め、自然に近い森林(複層林化等)に誘導します。

【取扱い】

(問4)

経営管理権、経営管理実施権の設定に関して、 1 取消規定がないが、取り消すことは可能か。

【1 取消し】

O 経営管理権、経営管理実施権とも、森林所有者と市町村、又は市町村と林 業経営者(民間事業者)それぞれの合意により取り消すことができます。

その際には、市町村がそれぞれ経営管理権集積計画、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することとなります(このため、取消規定はありません)。

O なお、森林所有者や林業経営者(民間事業者)が、偽りや不正な手段により 経営管理権又は経営管理実施権の設定を受けた場合などには市町村が一方 的に権利を取り消すことができるようにすることとしており、この部分について は取消規定を設けています。

- 2. 林業経営について、
- (1)そもそも林業経営者(民間事業者)による林業経営は黒字になるのか。

(2)赤字になった場合は補填されるのか。

- (3)間伐、造林等について補助は受けられるか。
- 3. 森林所有者が寄附することや土地ごと買い取ってほしいと希望する場合の対応いかん。

【2 林業経営】

〇 比較的条件の良いスギ人工林について、伐採し、再造林・保育を実施した場合、高性能林業機械の活用や主伐・再造林の一貫作業による低コスト造林の実施などを行い、国庫補助等を受けることを含めて試算すると、森林所有者に利益を還元することができると見込まれます。

(スギ人工林(51~60年生)を主伐(1へクタールあたり約350m3の丸太を生産)するケースを想定)

- ①木材の販売収入 約340万円/ha
- ②伐採·販売経費 約 220 万円/ha
- ③造林·保育経費 約50万円/ha(自己負担分)
- ④森林所有者の利益(①-(②+③)) 約 70 万円/ha
- <u>林業経営者(民間事業者)は、林業経営が成り立つと判断する森林において</u>経営管理実施権の設定を受けて<u>林業経営を行うことになります</u>。そのような森林において、林業経営者(民間事業者)の責任の下で林業経営が行われることになるので、赤字になった場合は、林業経営者(民間事業者)が負担することとなり、市町村等からの補填は行われません。

なお、林業経営者(民間事業者)は、そもそも赤字が見込まれる森林では、 経営管理実施権の設定を受けて林業経営を行うことは想定されず、そのよう な森林については、市町村が自ら経営管理することになります。

〇 経営管理実施権の設定を受けた林業経営者(民間事業者)が実施する<u>間</u> 伐、造林等の施業については、国庫補助等の対象となります。

【3. 寄附・買取り】

○ 寄附や買取りは、本法案による経営管理権の設定の対象とはなりませんが、市町村が寄附を受けたり、市町村から土地ごと所有する意向がある林業経営者(民間事業者)に紹介するなどの対応が考えられます。

【経営管理権の対象森林】

(問5)

1. 市町村は、森林所有者から経営管理権を取得 する森林をどのように選別するのか。

2. 市町村は、所有者が市町村に預けたいと希望する森林は全て受け入れることになるのか。

3. 市町村は、同意しない森林所有者や不明所有者の意向を確認するのにどの程度の時間をかけるのか。

4. 対象森林での施業は、50 年で皆伐・再造林する 施業だけでなく、間伐を繰り返す長伐期の施業も 対象となるのか。

【1 意向調査等】

○ 市町村は、<u>手入れがされていない森林や路網整備の状況などを踏まえて、</u> 経営管理の集積・集約化を図ろうとする森林を対象として、その森林所有者に 対して意向調査を行うことになります。

また、森林所有者から市町村に経営管理権の設定を申し出ることができますが、市町村は地域の実情を踏まえて、受け入れるか否かを判断することができます。

【2. 市町村の受入れ】

〇 市町村は森林の経営管理の状況を踏まえ優先順位をつけて森林所有者の 意向調査を数年にわたって<u>計画的に行う</u>ことができるので、<u>多くの所有者から意向が示されたために受け入れることができない事態は起きない</u>と考えています。

【3. 意向確認の期間】

O 経営管理権を設定することに同意しない森林所有者には、同意するように 勧告してから2月以内に受諾するか否かを判断する期間があります。受諾しな い場合は勧告から6月以内に市町村が知事の裁定を申請しますが、森林所有 者は申請後2週間以内に意見を提出することができます。

また、不明所有者については、市町村が公告してから6月以内に異議を申し出ることができます。

これらについては、農地の対応を参考として期間を設定しています。

【4. 施業の種類】

〇 標準伐期齢(50 年程度)で皆伐・再造林する施業や<u>間伐を繰り返す長伐期の施業など、どのような施業を選ぶのかは森林所有者等の判断になります。</u>

本法案による経営管理権の存続期間については、自由に設定することが可能なので、存続期間に応じてどのような施業を実施するのかも自由に選択することが可能です。

【市町村の体制】

(問6)

1. 市町村の実施体制をどのように整えるのか。

2. 市町村が経営管理権集積計画を作成する誘因は何か。消極的な市町村は、現状を放置することにならないか。

【市町村の体制】

- 本法案により、市町村は、経営管理が円滑に行われるように必要な措置を 講ずるよう努力規定が設けられます。また、森林環境譲与税(仮称)の使途に 市町村の人材育成も含まれることから、森林所在市町村において森林・林業 関係業務のプライオリティがあがり、市町村の体制整備は進むものと考えています。
- 一方で、市町村の森林・林業行政における専門知識や経験の不足が懸念されることから、市町村が林業技術者を雇用したり、事務を委託することができる地域林政アドバイザー制度の活用(特別交付税措置)により市町村の実行体制を支援しています。
- O さらに、市町村による実施体制が整わない場合等に、<u>近隣市町村と協議会を構成し、森林整備を他の市町村と共同で行うことも可能</u>であり、さらに<u>都道</u> <u>府県による市町村の事務を代替執行する制度の導入</u>により、市町村の実施 体制を補完することとしています。

【市町村による経営管理権集積計画の作成】

- 本法案により、市町村は、経営管理が円滑に行われるように必要な措置を講ずるよう努力規定が設けられます。その上で、市町村が行う森林整備に関する施策等のための財源に森林環境譲与税(仮称)を充てることが可能となります。
- また、林業経営者により林業経営がなされる森林について、補助事業 等により重点的に支援することとしています。
- また、森林について、経営・管理が行われれば、
 - ① 地域の林業事業体が育成され、雇用の維持・創出
- ② 森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化 といったメリットも考えられることから、森林の経営管理が円滑に行われるよう市町村が必要な措置を講ずることが期待されます。

【境界の明確化】

(問7)

対象となる森林の境界が明確化されていなければ、本法案による経営管理権、経営管理実施権の設定は進まないのではないか。

- 個々の森林全ての境界画定が前提となると、市町村への経営管理の集積・ 集約化が円滑に進まないと懸念されるので、例えば、ある程度まとまりのある 一団の森林について、その中に所在する森林所有者が同意していれば、一団 の森林の外縁を明確化することで、経営管理を行うことが可能と考えていま す。
- 〇 さらに、現在、森林所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する 林地台帳を整備するとともに、<u>森林境界の明確化を推進するため、森林整備 活動支援交付金による支援</u>を行っています。<u>平成31年度からは、森林環境譲 与税(仮称)を活用した取組も可能</u>になり、経営管理権を設定して経営管理を 行うために必要となる境界の明確化は進むものと考えています。

【経営管理実施権の設定を受ける民間事業者①】 (問8)

1 意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)は どのような者か。

【1. 林業経営者】

○ 経営管理実施権の設定を受ける者は、森林所有者の所得向上につながる よう効率的に施業を行い、また、持続的に事業を行う者が望ましいと考えま す。そうした観点から、高性能林業機械の活用や川下との連携に取り組むこと などにより高い生産性と収益性を実現するとともに、主伐・再造林や間伐など により持続的な林業経営を行うことができる者を想定しています。

こうした林業経営者(民間事業者)に該当するか否かについて具体的には、

- ① 経営改善の意欲の有無
- ② <u>素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保(関係事業者との連携も可)</u>
- ③ 伐採・造林に関する行動規範の策定(主伐後の再造林の確保) 等を考慮する事項と考えており、<u>都道府県が地域の実情に応じて判断</u>すること を想定しています。

2. 意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)は どのように選定するのか。

3. 市町村が経営管理実施権を設定する林業経営 者(民間事業者)を都道府県が募集・公表する理 由いかん。

【2. 選定方法】

- 〇 意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)の選定までの手続としては、
 - ① <u>都道府県知事</u>が、一定の区域(市町村単位等)ごとに、林業経営の受託 を希望する林業経営者(民間事業者)を募集
 - ② 知事は、応募した林業経営者(民間事業者)のうち、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有する等が認められる者及びその応募内容に関する情報を整理し、公表。その際には、市町村からの推薦も反映
 - ③ <u>市町村</u>は都道府県が公表した林業経営者(民間事業者)の中から、地域の実情に応じて公正な方法により経営管理実施権を設定する林業経営者(民間事業者)を選定

することとなります。

【3. 都道府県による募集・公表】

○ <u>林業経営者(民間事業者)は、市町村域を越えて活動する者が多い</u>ため、 市町村がそれぞれに募集すると、林業経営者(民間事業者)は個々の市町村 に応募することとなり負担が大きくなることから、<u>都道府県が林業経営者の募</u> 集・公表を行うこととしています。

その際、募集・公表する林業経営者(民間事業者)について市町村の意向が反映されるように、都道府県と市町村の連携を指導する考えです。

- なお、林業経営者(民間事業者)を定期的に募集・公表する事務は、それなりの事務量と想定されますので、実施体制が不十分な市町村にとっては負担となることから、都道府県が一括して募集することで市町村の事務負担の軽減につながるものとなります。
- また、<u>都道府県</u>はこれまでも林業労働力確保促進法に係る認定等林業経営者に係る業務を実施しており、これらの業務を通じて<u>林業経営者(民間事業体)に関する知見やノウハウを有している</u>と考えており、本法案の運用においても都道府県の有する知見やノウハウを活用するものです。

4. 意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)に 従事する人材について、どのように育成していくのか。

【4. 人材の育成】

- 〇 林業従事者の確保・育成については、
 - ① 意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)への経営支援により林業従事者の雇用の安定を図るとともに、
 - ②「緑の雇用」事業等を活用して新規就業者の確保などに引き続き取り組みつつ、
 - ③ 森林環境譲与税(仮称)は都道府県や市町村による担い手の確保の取組に充当することが可能であることから、これらの取組とも連携しながら、人材の確保・育成を図る考えです。

【経営管理実施権の設定を受ける民間事業者②】 (問9)

経営管理実施権の設定を受ける対象について 1

- (1)森林組合や素材生産業者は含まれるのか。
- (2)自伐林家は含まれるのか。
- (3)大規模な企業だけが対象になるのか。
- (4)国(国有林)は含まれるのか。
- 2. 森林所有者自ら施業している(自伐林家)森林では設定されるのか。
- 3. 分収林では設定されるのか。

【1. 意欲と能力のある林業経営者】

- 〇 民間事業者である<u>森林組合、素材生産業者や自伐林家</u>であって、意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)と認められるものは、<u>経営管理実施権の</u>設定を受けることは可能です。
- <u>経営管理実施権の設定を受ける林業経営者(民間事業者)</u>については、<u>資本金等の要件を設定する考えはなく</u>、大規模な企業だけを対象とするものではありません。
- 〇 また、<u>市町村は、地域の実情に応じて</u>地域で事業活動を行っている林業経 営者(民間事業者)を選定することになると想定されます。
- なお、国(国有林)については、本法案が民有林を対象としていることから、 経営管理実施権の設定を受ける対象とはなりません。

【2. 自ら施業している森林】

〇 本法案は、森林所有者が自ら責務を果たして経営管理を行えない場合の 措置を定めたものであり、自伐林家などが自ら施業して適切に経営管理され ている森林については、市町村が権利の設定を行う対象とはなりません。

【3. 分収林】

○ 本法案は、森林所有者が自ら責務を果たして経営管理が行えない場合の 措置を定めたものであり、<u>分収林</u>は契約により経営管理が行われているの で、市町村が権利の設定を行う対象とはなりません。

【代替執行】

(問 10)

- 1. 市町村から都道府県に対して代替執行は申請できないのか。
- 2. 都道府県による代替執行の場合、森林環境譲与税はどのような流れになるのか。
- O <u>市町村から都道府県に対して代替執行を申し出る場合は、地方自治法の規定により可能となっています。</u>(地方自治法第 252 条の 16 の2)
- このため、本法案では、都道府県からの発意により市町村の事務を代替執 行できる規定を設けることとしています。
- なお、都道府県による代替執行は、「市町村の名において」実施できることとしているので、その費用については、市町村へ配分された森林環境譲与税を財源として、市町村から都道府県に支払う形を想定しているが、市町村と都道府県による協議で定められると考えています。

※地方自治法

(事務の代替執行)

第 252 条の 16 の2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行することができる。

※全国知事会「平成30年度税財源等に関する提案」(平成29年11月)

森林関係法令の見直しにあたっては、課題のある市町村体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置づけるほか、市町村の求め等に応じて都道府県が当該事務の全部又は一部を代行することができる仕組みを導入するなど…

【利益】

(問 11)

木材の販売収益について

1. 利益の配分に当たっては単価などを示すのか。

2. 経費を控除した利益の全部ではなく、その一部を森林所有者と市町村に支払うこととする理由いかん。

【1. 利益の算出】

○ 経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画には、「<u>森林所有者に支払われるべき金銭の額</u>の算定方法」を記載することとなっており、その具体的な内容は、<u>木材の販売収入から伐採等の経費を控除して算出</u>します。その経費については都道府県が定める森林整備事業標準歩掛りなどとする方向で検討しており、市町村に具体的に計画のひな形などを示して指導していくことを考えています。

【2. 利益の支払】

O 林業経営者(民間事業者)が木材を販売して得られた<u>利益</u>については、<u>伐</u> <u>採後の造林・保育等に必要な経費を除いて森林所有者に還元</u>することを基本 としています。

ただし、市町村は経営管理権の設定を行うために、境界明確化等の作業や事務を実施しますので、その経費(実費)について販売収益の一部から徴収する場合も想定されます。そのため、木材収益から伐採等の経費を差し引いた利益全体から市町村の経費分を除いた残りの利益(利益全体のうちの一部)を森林所有者に支払うという規定にしています(必ずしも市町村が経費を徴収するということではありません)。

また、経営管理実施権においては、林業経営者(民間事業者)が木材収益から伐採等の経費を差し引いた利益全体の一部を市町村と森林所有者にそれぞれ支払うため、このような規定にしています(この場合も、必ずしも市町村が経費を徴収するということではありません)。

3. 林業経営者(民間事業者)による林業経営を黒
字にするためには、木材の需要拡大が不可欠では
ないか。

【3. 木材の需要拡大】

- 林業経営における収益の確保には、生産される木材の需要拡大が不可欠 となります。そのため、
 - ① 非住宅分野を中心としたJAS構造材(無垢製材、CLT)の利用拡大
 - ② 中高層建築物等に活用できるCLTの利用促進等
 - ③ 公共建築物の木造化・木質化
 - ④ 木質バイオマスを地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築
 - ⑤ 高付加価値木材製品の輸出拡大 等の施策を通じて,新たな木材需要を創出し、需要拡大に取り組む考えです。
- O また、森林環境譲与税(仮称)の使途として木材利用の促進も盛り込まれた ところであり、制度の周知等に努めてまいりたい。

【所有者が不明な場合の特例】 (問 12)

所有者不明森林の対応策について、農地の対策との違いいかん。

- O <u>共有者の一部が不明な場合には、知事の裁定によらず、市町村の公告により不明共有者の同意があったものとみなす</u>こととしており、<u>農地と同様</u>に今回新たに措置するものです。
- <u>一部の者が同意していない場合や所有者不明の場合</u>には、知事の裁定により市町村に権利が設定されることとしていますが、そのための手続については、<u>平成25年に改正された農地法における手続と同様</u>のものとしています。 (一部不同意は、利用意向調査で耕作放棄地について農業上の利用を行う意思がない者等に対する中間管理機構との協議勧告の手続、所有者不明については利用意向調査における所有者不明の際の手続と同様。)

【国有林野事業】

(問 13)

国有林野事業による配慮とはどのような内容か。大企業を優遇するのか。

- 国有林野事業においては、国有林の伐採等の事業の委託を入札により発注しており、価格と価格以外の技術や創意工夫等を評価して、落札者を決定する総合評価落札方式を採用しています。その評価項目として、経営管理実施権の設定を受けている林業経営者(民間事業者)に加点できる項目を追加し、その受注機会の増大を図るものです。
- 〇 また、意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)の募集に向けた作業の 参考となるよう、国有林野事業の受注実績のある<u>林業経営者(民間事業者)の</u> 情報を都道府県に提供しているところです。
- 〇 なお、本法案により、林業経営を委託する意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)は、市町村により選定されることとなり、市町村が地域の事業体を育成する観点で林業経営者(民間事業者)を選定することも可能です。こうして選定された林業経営者(民間事業者)については、国有林野事業の事業を委託するように配慮するものであり、大企業を優先する考えではありません。

【災害等防止措置命令】

(問 14)

災害等防止措置命令は、経営管理権等を設定して実施する経営管理とどのような関係があるのか。

- O 災害等防止措置命令は、森林法における要間伐森林制度に代わるものとして創設するものであり、経営管理権・経営管理実施権を設定して実施するものではありません。
- O なお、森林法における要間伐森林制度は、土砂の流出や崩壊などの災害 が発生するおそれがある場合に、市町村長が森林所有者に対し、間伐の勧告 を行い、従わない場合に最終的に裁定により間伐を行う者に権利を設定して 間伐を行わせる制度です。

しかし、<u>緊急時に裁定等の手続を経るのは時間を要することから、災害等防止措置命令制度において速やかに市町村が森林所有者に命令できる仕組み</u>とし、従わない場合は市町村自らが間伐を行うことができる制度としたものです。

○ この制度の創設に伴い、<u>要間伐森林制度は廃止</u>することとしています。

【森林環境税との関係】

(問 15)

1 市町村による間伐等の公的管理には、森林環境譲与税(仮称)は充てられるのか。

2. 里山林や竹林は本法案の対象となり、整備に係る財源として森林環境譲与税(仮称)は充てられるのか。

【市町村による間伐】

- 市町村が経営管理権の設定を受けた森林において、
- ① 林業経営に適さない森林で市町村が実施する間伐はもとより、
- ② その時点の路網整備の状況等により、経営管理実施権の設定を受ける林業経営者(民間事業者)が見つからない場合で市町村が実施する間伐についても森林環境譲与税(仮称)を充当することが可能です。

【里山林·竹林】

○ 所有者による経営管理が行われないのであれば、里山林や竹林(竹が侵入しかけている森林を含む。)の整備についても本法案の対象となります。それらの里山林や竹林の整備を市町村が実施する場合、その財源として森林環境譲与税(仮称)を充当することが可能です。